

令和8年度 事業計画（抄）

I 基本方針

令和8年度の事業活動も引き続き、地区協会（組合）との連携による共益的事業を、また地区協会（組合）会員をはじめ、不特定多数の自動車ユーザーの利益の増進に寄与し、交通事故防止を含めた社会貢献にも繋げる公益目的事業を実施します。

II 基本方針に基づく事業計画

公益目的事業の推進

1 自家用自動車の安全等に関する広報事業

自家用自動車の健全な発展に寄与することを目的とした広報事業を推進します。

・連合協会の社会的役割

当連合協会は、自動車の安全等を所管する国や自治体等と緊密な関係にあり、地域に密着した交通安全活動を展開されている地区協会（組合）と連携し、双方の組織力と特徴を生かし、永年培われた活動実績を踏まえ、今後も当連合協会として相応しい広報事業を推進します。

・広報事業の内容

国、自治体等の広報活動への協力や、各協議会等への参画による広報活動を実施します。

また、資料等の自主製作を行い、地区協会（組合）と連携し、関係機関・団体及び自動車の安全等に携わる人、自動車ユーザーに関わりの深い事業所、施設などに配布し、不特定多数の自動車ユーザーに届くよう広報を行います。

2 参加・体験・実践型研修事業

自動車交通事故防止対策の一環として、自動車運転適性診断の実施や自動車教習所（学校）を活用した安全運転の基本と応用を習得する実技中心の体験型講習を支援します。

3 自家用自動車の整備管理業務に関する事業

近畿運輸局大阪運輸支局が開催する「整備管理者選任前研修」の日程等について広報誌に掲載するとともに、選任事業所への臨店指導において近畿運輸局大阪運輸支局が実施する立入指導に同行し、自家用自動車に係る交通事故防止の啓発や調査等を実施します。

4 自動車登録番号標封印に関する事業

自動車に取付けられた自動車登録番号標が真正な自動車登録番号であることを行政的に表示する同番号標への封印の取付け委託業務を近畿運輸局大阪運輸支局、同なにわ・和泉自動車検査登録事務所に近接した事業所とともに、大阪府下に封印取付け場所を有する「分室」においても実施し、広く不特定多数の自動車ユーザーの利便を図っていきます。

5 自動車諸税の申告確認調査に関する事業

自動車税や自動車取得税の申告確認調査を実施することにより、大阪府税の滞納防止による公平性の確保への協力に努めます。

6 関係行政機関業務に対する協力事業

(1) 自賠責無保険（無共済）車の監視活動

軽二輪車及び原動機付自転車の自賠責無保険（無共済）車の監視活動を行うため、当連合協会職員が無保険（無共済）車指導員として近畿運輸局長から委嘱を受け、駐輪場等における監視活動を行います。

(2) 自賠責無保険（無共済）車の街頭取締り

軽二輪車及び原動機付自転車の自賠責無保険（無共済）車の街頭取締りでは、当連合協会職員が無保険（無共済）車街頭取締り補助員（短時間業務職員）として近畿運輸局長に採用され、取締りに協力します。

共益的事業の推進

1 地区協会（組合）の組織強化対策

- ・地区協会（組合）との連携強化の推進
- ・公益活動への協力に対する助成措置
- ・地区協会（組合）に係わる情報の提供
- ・分室封印管理責任者研修会の開催
- ・研修視察の実施

2 地区協会（組合）加入会員に対する協力

- ・顧問弁護士による交通事故相談の無料斡旋
- ・交通事故見舞金制度の充実

収益事業の推進

1 自動車登録番号標交付代行及び車両番号標頒布事業

- ・適正な交付等体制の確保・充実
- ・窓口サービスの向上
- ・職員の教育指導の徹底
- ・業務の効率化の推進

2 その他事業

- ・自動車損害賠償責任保険の取扱い
- ・字光式照明器具の販売
- ・不動産賃貸

以 上